

# 介護福祉士等 修学資金貸付制度について

## 貸付対象

1. 令和2年度において、指定介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設に在学する者
  2. 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士もしくは社会福祉士登録を行い、沖縄県内の指定された施設等において介護もしくは指定の相談援助の業務に従事しようとする者
  3. 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況などから真に貸付が必要と認められる者
- 

## 貸付額

1. 修学費 月額 50,000 円以内
  2. 入学準備金・就職準備金 各 200,000 円以内
  3. 国家試験受験対策費用 年額 40,000 円以内（介護福祉士養成施設のみ）
  4. 生活費加算 月額 38,000 円以内
- 

## 貸付期間

養成施設に在学する期間（令和2年度から卒業年次までの期間）

---

## 利 子

無利子

※ただし、返還となった場合で、返還期間内に貸付を受けた額を全額返還できなかつた場合は、返済残額に対し年3%（改定予定）の割合で延滞利子が発生します。

---

## 返還責務の免除要件

養成施設を卒業した日から1年以内に

1. 介護福祉士もしくは社会福祉士登録
2. 沖縄県内で指定された施設等において介護もしくは指定の相談援助の業務に従事

この2つを満たし、継続して5年間（過疎地・中高年者離職者は3年間）従事した場合には、貸付額について返還免除を受けることができます。

---